

令和2年4月8日

生徒・保護者のみなさま

神奈川県立横浜緑園高等学校長

【重要なお知らせ】 国における緊急事態宣言に伴う臨時休業等について

春陽の候、みなさまにおかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。この度の臨時休業実施につきまして、ご理解、ご協力をたまわり厚くお礼申し上げます。

さて、4月8日に神奈川県教育委員会から通知がありました。

【抜粋】

- 1 県立学校については、4月6日からの臨時休業の期間を5月6日までとする。
- 3 県立学校においては、休業期間中に登校日を設けない。
ただし、県立高等学校及び県立中等教育学校については、教科用図書等の購入や学習課題に係る指導・連絡のために、個別に登校する機会を設けることができる。
なお、個別登校の機会を設ける場合は、集団感染発生のリスクを高める「3つの条件」(①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発言が行われる)を避ける取組を徹底するなど、最大限の感染拡大防止のために措置等を講じること。
- 4 保護者等からの相談に応じる窓口を引き続き設置する。

これを受け、本校としても通知に沿い、次のような対応を実施いたします。なにとぞご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

- 1 臨時休業について
臨時休業期間を、5月6日まで延長いたします。
- 2 登校日等について
(1) 予定していた1年次登校日の4月17日(金)は、実施いたしません。
(2) 予定していた2・3年次登校日の4月13日(月)については、教科書販売のため、時間短縮を図り生徒が密集しない形で実施いたします。
- 3 臨時休業中の生活について
(1) 臨時休業は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置です。基本的に自宅で過ごし、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行ってください。
(2) 家庭学習を行い、新年次からの学習に備えてください。
(3) 配付した「健康観察票」を利用して、日頃の健康チェックを行ってください。
(4) 本校ホームページや本校メール配信サービス「まちcomiメール」を活用し、学校から配信される情報の収集に努めるとともに、新型コロナウイルスに感染する等何かあった場合には必ず学校に連絡してください。
- 4 相談窓口について
各年次の相談窓口は次のとおりです。8:30~17:00の間に対応いたします。
1年次 045-812-3490 担当：池田、金子
2年次 045-812-3406 担当：森村、岡見
3年次 045-287-3407 担当：阿部、田中、立花

問合せ先
副校長 原
電話 (045)812-3372